

令和4年2月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年2月28日（月）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項2 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより2月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、加藤清徳委員、佐藤庸子委員をお願いいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>2月18日、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>なお、本案件は、12月定例総会にて「農用地利用計画の変更について」でご審議いただいた内容でございます。</p> <p>申請地は、東印場町地内で東印場町交差点を北に進んだ角から東へ約100メートルに位置しています。周辺は住宅が立ち並んでおり、北側は住宅地を挟んで市街化区域となっています。</p> <p>申出内容は分家住宅の建築で、申出人は3人家族で賃貸暮らしで手狭であることから、父親の所有する土地の中で農地への影響が最も少ない本件土地を利用するものです。</p> <p>污水雑排水は、浄化槽を経て南側の既設排水路へ放流する予定で、雨水も同様です。また、高い建築物は避け平屋建とすることから、北側農地の日照等への影響も少なく、所有者からも承諾を得ていることから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>ローンの審査結果通知も添付されていることから資金面も問題なく、許可の基準を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議申し上げます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>2月21日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、南栄町地内で国道363号線本地が丘東の交差点から南へ約150メートルに位置している休耕地で、周辺状況は南側及び西側が農地で北側は駐車場に隣接しています。</p> <p>申請内容は、飲食店業を営む法人と個人事業主の2者が、現在使用中の駐車場が手狭で、お客様用駐車場が十分に確保できないため、法人が7台、個人事業主が5台の計12台分を従業員用の駐車場として利用するものです。</p> <p>土地造成はなく、雨水は自然浸透で隣接農地との境界は土砂等が流出しないよう対策を講じる計画であること、隣接農地は申請地賃貸人の耕作地であることから周辺農地への影響はないものと考えます。また、万一周辺農地に影響を及ぼした場合は、責任を持つとの一文もあることから、調査員の意見としましては、許可基準を満たしていると判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>他の候補地はどのようにして検討したのでしょうか。</p> <p>市街化区域内で具体的に探したけど条件に合う土地がなかったということでしょうか。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>申請者は、従業員の駐車場がなくコインパーキング等を利用しているような状況ですので、転用の必要があると判断しました。ただ、申請地以外に具体的にどこを検討したかは確認していません。</p>
事務局	<p>一般的に農振除外の申し出の際には、必要性・代替性を判断するため、具体的にどの土地を検討したのか選定経緯を説明させていいますが、本申請地は、立地基準から判断すると第3種農地に該当しま</p>

	<p>すので、農地法上では原則許可という取扱いになっており、一般基準を満たすと判断できれば許可できるものと考えます。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>わかりました。ということは、申請地北側の駐車場も同様の取扱いで転用したということでしょうか。</p>
事務局	<p>農地区分が何であったかは断定できませんが、白地農地ですので、第2種農地又は第3種農地のどちらかで許可基準を満たすと判断し転用されたものと推測します。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で436平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで、一般個人住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、9件で1,533.11平方メートル、主な概要は、東大道町地内ほかで、一般個人住宅6件、露天駐車場3件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について」です。</p> <p>このたび、農水省より「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組について」通知があり、農業委員会に占める女性委員の割合の目標設定及び女性登用のための取組計画の策定についての依頼がありました。</p> <p>本市は、委員11名中4名が女性委員で、国の定める女性委員割合30%を既に満たしている状況ではありますが、現状の割合を維持できるよう引き続き推進を図るものとします。</p> <p>つきましては、別添のとおり「目標と計画」を策定いたしますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は3月28日(月)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>